

宿泊約款

(適用範囲)

- 第 1 条 THE YUKAWA一條支店（以下：当館）が宿泊客との間で締結する宿泊契約及びこれに関連する契約は、この約款の定めるところによるものとし、この約款に定めのない事項については、法令又は一般に確立された慣習によるものとします。
2. 当館が、法令及び慣習に反しない範囲で特約に応じたときは、前項の規定にかかわらず、その特約が優先するものとします。

(宿泊契約の申込み)

- 第 2 条 当館に宿泊契約の申込みをしようとする者は、次の事項を当館に申し出ていただきます。

- (1) 宿泊者名
 - (2) 宿泊日及び到着予定時刻
 - (3) その他当館が必要と認める事項
2. 宿泊の申し込みをした者は、当館が宿泊者の氏名、住所、電話番号等を記載した宿泊者名簿の提出を依頼したときは、宿泊契約成立後であっても、直ちに提出するものとします。
3. 第 1 項第 2 号の宿泊日を超えて宿泊の継続を申し入れた場合、当館は、その申し出がなされた時点で新たな宿泊契約の申し込みがあったものとして処理します。

(宿泊契約の成立等)

- 第 3 条 宿泊契約は、当館が前条の申し込みを承諾したときに成立するものとします。ただし、当館が承諾をしなかったことを証明したときは、この限りではありません。
2. 当館が、インターネットサイトに誤った宿泊料金を提示し、又は電話で誤った宿泊料金をご案内し、当該宿泊料金に基づき、宿泊契約の申し込みをされ、当館が承諾した場合は、当該料金がその前後の期日の宿泊料金に比べて著しく低廉であるときは、当該料金につき「限定」、「特別」、「キャンペーン」等の低廉である理由の表示又はご案内のない限りは、民法上の錯誤による承諾であることから、宿泊契約は無効とさせていただき、速やかにその旨の通知を差し上げます。
3. 申込金は、まず、宿泊客が最終的に支払うべき宿泊料金に充当し、第 6 条及び第 19 条の規定を適用する事態が生じたときは、違約金に次いで賠償金の順序で充当し、残額があれば、第 12 条の規定による料金の支払いの際に返還します。
4. 第 2 項の申込金を同項の規定により当館が指定した日までにお支払いいただけない場合は、宿泊契約はその効力を失うものとします。ただし、申込金の支払期日を指定するに当たり、当館がその旨を宿泊客に告知した場合に限ります。

(申込金の支払いを要しないこととする特約)

第 4 条 前条第 2 項の規定にかかわらず、当館は、契約の成立後同項の申込金の支払いを要しないこととする特約に応じることがあります。

2. 宿泊契約の申し込みを承諾するに当たり、当館が前条第 2 項の申込金の支払いを求めなかつた場合及び当該申込金の支払期日を指定しなかつた場合は、前項の特約に応じたものとして取り扱います。

(宿泊契約締結の拒否)

第 5 条 当館は、次に掲げる場合において、宿泊契約の締結に応じないことがあります。

2. 宿泊の申し込みが、この約款によらないとき。
3. 満室（員）により客室の余裕がないとき。
4. 宿泊しようとする者が、宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき。
5. 宿泊しようとする者が、当館内で合理的な理由のない苦情、要求を申し立てた等、当館内の平穏な秩序を乱すおそれがあると認められるとき。
6. 宿泊しようとする者が、次のイからハに該当すると認められるとき。
 - イ. 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、同条第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）、暴力団準構成員又は暴力団関係者その他の反社会的勢力
 - ロ. 暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であるとき
 - ハ. 法人でその役員のうちに暴力団員に該当する者があるもの
7. 宿泊しようとする者が、他の宿泊客に著しい迷惑を及ぼす言動をしたとき。
8. 宿泊しようとする者が、伝染病者であると明らかに認められるとき。
9. 宿泊に関し暴力的 requirement 行為が行われ、又は合理的な範囲を超える負担を求められたとき。
10. 天災、施設の故障、その他やむを得ない事由により宿泊させることができないとき。
11. 都道府県条例第 1 条（第号）の規定する場合に該当するとき。
12. 宿泊の申し込みをした者が、自己の商業目的を秘して申し込みをしたとき。

(宿泊客の契約解除権)

第 6 条 宿泊客は、当館に申し出て、宿泊契約を解除することができます。

2. 当館は、宿泊客がその責めに帰すべき事由により宿泊契約の全部又は一部を解除した場合（第 3 条第 2 項の規定により当館が申込金の支払期日を指定してその支払いを求めた場合であつて、その支払いより前に宿泊客が宿泊契約を解除したときを除きます。）は、所定の違約金を申し受けます。ただし、当館が第 4 条第 1 項の特約に応じた場合にあっては、その特約に応じるに当たつて、宿泊客が宿泊契約を解除したときの所定の違約金支払義務について、当館が宿泊客に告知したときになります。

3. 当館は、宿泊客が連絡をしないで宿泊日当日の午後時（あらかじめ到着予定時刻が明示されている場合は、その時刻を時間経過した時刻）になっても到着しないときは、その宿泊契約は宿泊客により解除されたものとみなし処理することがあります。

(当館の契約解除権)

第 7 条 当館は、次に掲げる場合においては、宿泊契約を解除することがあります。

2. 宿泊客が宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき、又は同行為をしたと認められるとき。
宿泊客が、当館内で合理的な理由のない苦情、要求を申し立てる等、当館内の平穏な秩序を乱していると認められるとき。
3. 宿泊客が次のイからハに該当すると認められるとき。
 - イ. 暴力団、暴力団員、暴力団準構成員又は暴力団関係者その他の反社会的勢力
 - ロ. 暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であるとき
- ハ. 法人でその役員のうちに暴力団員に該当する者があるもの
4. 宿泊客が他の宿泊客に著しい迷惑を及ぼす言動をしたとき。
5. 宿泊客が伝染病者であると明らかに認められるとき。
6. 宿泊に関し暴力的 requirement 行為が行われ、又は合理的な範囲を超える負担を求められたとき。
7. 天災等不可抗力に起因する事由により宿泊させることができないとき。
8. 都道府県条例第条（第号）の規定する場合に該当するとき。
9. 寝室での寝たばこ、消防用設備等に対するいたずら、その他当館が定める利用規則の禁止事項（火災予防上必要なものに限る）に従わないとき。
10. 宿泊契約成立後に第 5 条第 6 項に定めることが判明したとき。
11. 宿泊の申し込みをした者が、第 2 条1. 2 に基づく当館の依頼に対し、直ちに応じなかつたとき。
12. 当館が前項の規定に基づいて宿泊契約を解除したときは、その解除事由が前項（6）及び（7）によるときは、宿泊客がいまだ提供を受けていない宿泊サービス等の料金はいただけません。その他の解除事由によるときは、いまだ提供を受けていない宿泊サービス等の料金も、違約料としてお支払いいただきます。

(宿泊の登録)

第 8 条 宿泊客は、宿泊日当日、当館のロビーにおいて、次の事項を登録していただきます。

- (1) 宿泊客の氏名、年令、性別、住所及び職業
 - (2) 外国人にあっては、国籍、旅券番号、入国地及び入国年月日
 - (3) 出発日及び出発予定時刻
 - (4) その他当館が必要と認める事項
2. 宿泊客が第 12 条の料金の支払いを、宿泊券、クレジットカード等通貨に代わり得る方法により行おうとするときは、あらかじめ、前項の登録時にそれらを呈示していただきます。

(客室の使用時間)

第 9 条 宿泊客が当館の客室を使用できる時間は、午後 3 時から翌朝 11 時までとします。ただし、連続して宿泊する場合においては、到着日及び出発日を除き、終日使用することができます。

2. 当館は、前項の規定にかかわらず、同項に定める時間外の客室の便用に応じることができます。この場合には次に掲げる追加料金を申し受けます。

(1) 超過 2 時間までは、一泊 2 食付き料金の 30%

(2) 上記の時間を超える場合は、その時の予約状況により一律一泊 2 食付き料金の 50%～100%

(利用規則の遵守)

第 10 条 宿泊客は、当館内においては、当館が定めて館内に掲示した利用規則に従っていただきます。

(営業時間)

第 11 条 当館の主な施設等の営業時間は次の通りとします。

2. フロント・キャッシャー等サービス時間：

イ. 門限 午後 11 時

ロ. フロントサービス 午後 11 時

3. 飲食等（施設）サービス時間：

イ. 朝食 午前 7 時 30 分より開始

ロ. 昼食 連泊の方に限り 11 時におにぎりを提供。そのほかのオーダーはありません。

ハ. 夕食 午後 5 時より開始

二、 その他の飲食等 BAR 午後 8 時 30 分～午後 11 時まで（ラストオーダー午後 10 時 30 分）

4. 前項の時間は、必要やむを得ない場合（自然災害等）には臨時に変更することがあります。その場合には、適当な方法をもってお知らせします。

(料金の支払い)

第 12 条 宿泊料金等の支払いは、当館が認めた現金（日本円）、宿泊券、クレジットカード等これに代わり得る方法により、宿泊客の出発の際又は当館が請求した時、ロビーにおいて行っていただきます。

2. 当館が宿泊客に客室を提供し、使用が可能になったのち、宿泊客が任意に宿泊しなかった場合においても、宿泊料金は申し受けます。

(キャンセル料金)

第 13 条 お客様都合によるキャンセルは、お電話およびインターネット予約を問わず、キャンセル料をご負担いただきます。1 泊 2 食付き税込料金が基準となります。

当日および不泊の場合 100%

一日前（前日）の場合 80%

7 日前～2 日前の場合 50%

(当館の責任)

第 14 条 当館は宿泊契約及びこれに関連する契約の履行に当たり、又はそれらの不履行により宿泊客に損害を与えたときは、その損害を賠償します。ただし、それが当館の責めに帰すべき事由によるものでないときは、この限りではありません。

2. 当館は、万一の火災等に対処するため、旅館賠償責任保険に加入しております。

(契約した客室の提供ができないときの取扱い)

第 15 条 当館は、宿泊客に契約した客室を提供できないときは、宿泊客の了解を得て、できる限り同一の条件による他の宿泊施設をあつ旋するものとします。

2. 当館は、前項の規定にかかわらず他の宿泊施設のあつ旋ができないときは、違約金相当額の補償料を宿泊客に支払い、その補償料は損害賠償額に充当します。ただし、客室が提供できないことについて、当館の責めに帰すべき事由がないときは、補償料を支払いません。

(寄託物等の取扱い)

第 16 条 当館は宿泊客の物品又は現金並びに貴重品について、預かることは致しません。尚、やむを得ず預かることがあったとした場合、その物の滅失、毀損等の損害が生じたときは、それがいかなる場合であっても損害の賠償は致しません。またその責任を負いません。

2. 帳簿、設計書、図案、板簿その他これらに準ずるもの（磁気テープ、磁気ディスク、CD-ROM）、光ディスク等情報機器（コンピュータ及びその端末装置等の周辺機器）で直接処理を行える記録媒体に記録されたものを含みます。

(宿泊客の手荷物又は携帯品の保管)

第 17 条 宿泊客の手荷物が、宿泊に先立って当館に到着した場合は、その到着前に当館が了解したときに限って責任をもって保管し、宿泊客がチェックインする際お渡しします。

2. 宿泊客がチェックアウトしたのち、宿泊客の手荷物又は携帯品が当館に置き忘れられていた場合において、その所有者が判明したときは、当館は当該所有者に連絡をすること原則しません。所有者の指示がない場合又は所有者が判明しないときは、発見日を含め 1 ヶ月保管し、その後処分します。

(駐車の責任)

第 18 条 宿泊客が当館の駐車場をご利用になる場合、車両のキーの寄託の如何にかかわらず、当館は場所をお貸しするものであって、車両の管理責任まで負うものではありません。ただし、駐車場の管理に当たり、当館の故意又は過失によって損害を与えたときは、その賠償の責めに任じます。

(宿泊客の責任)

- 第 19 条 宿泊客の故意又は過失により当館が損害を被ったときは、当該宿泊客は当館に対し、その損害を賠償していただきます。
2. 宿泊客は、宿泊契約に基づく宿泊サービスを円滑に受領するため、万が一宿泊契約の内容と異なる宿泊サービスが提供されたと認識したときは、当館において速やかにその旨を当館に申し出なければなりません。
 3. 当館と宿泊客との間の宿泊契約に関する紛争は、日本法を準拠法とし、当館の所在地を管轄する仙台地方裁判所または大河原簡易裁判所をもって専属管轄裁判所とします。

付則

- 第 1 条 当館は、2025 年 9 月 2 日国土交通省の公示するモデル宿泊約款と同一の約款を当館の宿泊約款と定め、同日施行する。